

令和6年度中城湾港立地企業等PR支援事業  
企画提案方式実施要領

令和6年4月

うるま市経済産業部産業政策課

# 令和6年度中城湾港立地企業等PR支援事業

## 企画提案方式実施要領

### 1. 業務名

令和6年度中城湾港立地企業等PR支援事業

### 2. 事業期間

契約締結日～令和7年3月28日まで

### 3. 事業目的

現在の雇用情勢の課題として、全国的に労働力人口の減少が顕著となり、人手不足となっている。その要因として、少子高齢化や人材のミスマッチ、若者の仕事に対する価値観の多様化等、様々な要因があげられる。本市の中城湾港立地企業等においても、慢性的な人手不足との声があがっており、これらの要因に加え、高校生などの新規就職者や求職者の地元企業への認知度の低さ、それに伴い就職先の選択肢に入らず、マッチングの機会が少ないことがあげられる。

本事業では、求職者・市内及び近隣市町村の高校生、専門学生（高専）、大学等を対象に雇用吸収力のある中城湾新港地区を中心に地域人材の確保に繋げることを目的とし、企業見学バスツアーや合同企業説明会、求人募集の掲載支援等を実施する。

企業を知り参加した学生、求職者の「うるま市で働き、暮らすこと」へのイメージを具体化することで、地元企業への興味・関心を図り、誘致した立地企業への人員充足に資する支援を行う。

### 4. 予算額

24,738,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は企画提案の規模を示すためのものであり、実際の契約額ではない。また、提案価格は委託上限額を超えてはならない。

### 5. 委託業務内容

別添「業務委託仕様書」のとおり

### 6. 参加資格

企画提案書提出時において、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者で

- あること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
  - (3) うるま市から指名停止を受けている期間中でないこと。
  - (4) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
  - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
  - (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てをしていないこと。
  - (7) 本業務を円滑に遂行するために必要な知識、人員、経営基盤を有し、資金等について十分な管理能力を備え、かつ、事業統括者（管理技術者）及び現場管理者1名以上を配置し、必要時に事務局と速やかに連携を行うなど、十分な運営体制が整備されていること。
  - (8) 応募事業者は、下記の要件を満たす者とする。
    - ① 職業紹介事業許可証（有料）を取得している者。
    - ② 旅行業法における登録制度において、旅行業等の区分第3種以上の登録がある者。
    - ③ 実施体制の中に、旅行業務取扱管理者を配置できる者。
  - (9) 応募は単独に限らず共同企業体でも可とし、この場合は以下のとおりとする。
    - ① 共同企業体の構成間において協定を締結し、共同企業体協定書（様式第11号）を提出すること。
    - ② 共同企業体を代表する事業者が応募すること。
    - ③ 共同企業体を構成する全ての事業者は、応募者の資格(1)から(7)の要件を満たす者であること。
    - ④ 共同企業体を構成する事業者のいずれかが、応募者の資格(8)の要件を満たす者であること。

## 7. 今後のスケジュール等について

### (1) 公募期間

令和6年4月22日（月）～令和6年5月10日（金）

### (2) 質問事項受付期間

- ① 期 間：公募開始の日から令和6年4月30日(水) 午後5時まで
- ② 質問方法：質問書【様式1】をメールにて提出すること。
- ③ (送信先は【様式1】に記載。)
- ④ 回答方法：質問のあった事項については、うるま市ウェブサイトにて回答する。
- ⑤ 最終回答日：令和6年5月2日(金)を予定。なお、質問によっては時間を要する場合や、回答できない場合がある。その際の間い合わせや異議を立てには一切応じないものとする。

(3) 企画提案書等の提出

- ① 提出期限：令和6年5月10日(金) 午後5時まで。（時間厳守）
- ② 提出場所：うるま市経済産業部産業政策課
- ③ 提出方法：持参もしくは郵送（必着）により提出すること（提出期限厳守）。  
 なお、郵送の場合は書留郵便とすること。

※提出の際は、必要部数の確認等を行いますので事前に「9. 問い合わせ先」までご連絡ください。

- ④ 提出書類：下記の表に記載した資料を提出すること。

提出物名称	提出部数
(1) 応募申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【様式2】 <b>【添付書類】</b> ①定款 ②履歴事項全部事項証明書 ③所在する市町村の納税証明書 ④国税及び県税の納税証明書 ⑤社会保険料納入確認（申請）書 ⑥財務諸表（直近一ヶ年の貸借対照表・損益計算書） ⑦共同企業体協定書(共同企業体による応募の場合のみ) 【様式11】 ⑧職業紹介事業許可証（有料）を取得していることを証する書類 ⑨旅行業法における登録制度において、旅行業等の区分第3種以上の登録が確認できる書類 ⑩実施体制の中に、配置される旅行業務取扱管理者を証する書類 (2) 会社概要書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【様式3】 (3) 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【様式4】 (4) 業務実績書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【様式5】 (5) 業務実施体制表・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【様式6】 (6) 業務の実施方針及び手法、業務フロー・・・ 【様式7】 (7) 特定テーマに対する企画提案・・・・・・・・・・ 【様式8】 (8) 業務工程表・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【様式9】 (9) 見積書及び見積内訳書・・・・・・・・・・・・ 【様式10】	各7部 (正本1部) (副本6部)
提出様式に関する留意事項	
(1)企画提案書は記載内容が同じであればWord作成も可とする。 (2)企画提案書はA4用紙、片とじ、横書き、両面、文字サイズ10pt程度とすること。 (3)書類ごとにインデックスを貼り付けること。 (4)文書を補完するため、写真や図などを使用することも可能とする。	

<p>(5)共同企業体協定書については、【様式11】を参照すること。</p> <p>本ひな型は必要最小限の条項を記載した基本的な協定書として提示するものであり、各共同企業体が必要に応じて条項を追加することを認めるものとする。ただし、条項の削除は原則として認めない。</p> <p>(6)選定委員会当日に資料の追加配布及び差し替えは認めないものとする。</p>
<p>添付書類に関する留意事項</p>
<p>(1)共同企業体で応募する際は構成する全ての事業者が添付書類①～⑥を提出すること。</p> <p>(2)①及び⑥は、原本証明を行うこと。</p>

(5) 審査対象除外

提案者に次の行為があった場合は、失格（選定対象からの除外）とするとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることがある。

- ① 選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- ② 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ③ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- ④ 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- ⑤ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ⑥ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- ⑦ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(6)選定の方法

① 資格審査

書類提出後、当課にて資格審査を実施し通過者に対して二次審査（プレゼンテーション）日程案内を行う。なお、参加資格を満たしていない応募者に対しては、失格の結果を通知する。

ア. 結果通知日：令和6年5月14日(火)

※但し、資格審査通過が4者以上いた場合は、②第一次審査をもって結果通知する。

② 第一次審査(書類審査)

資格審査通過者が4者以上いた場合は、選定委員会において書類審査を行い3者以内に候補者を絞り、合格者には二次審査（プレゼンテーション）の日程案内を行う。なお、一次審査不合格者には結果のみを通知する。

ア. 結果通知日：令和6年5月14日(火)

③ 第二次審査(プレゼンテーション)

うるま市が設置する企画提案選定委員会において、提案書の内容や経費等を審査し、優先順位を決定する。

ア. 開催日時：令和6年5月17日(金) 午前9時～正午(予定)

イ. 開催場所：うるま市役所 西棟1階 中会議室(予定)

ウ. 所用時間：1事業者にあたり30分(プレゼンテーション20分以内。選定員からの質疑応答10分)

※プロジェクター及びスクリーンは当課にて準備を行う。

※プレゼンテーション時にプロジェクターを使用する場合は、パソコンを持参すること。(接続はHDMIタイプとする。)

※開催日時場所等に変更があった場合には随時一次審査合格者に通知する。

## (7) 委託候補者決定

### ① 選定結果通知

全ての審査が終了し候補者を決定した後、二次審査対象事業者に対して速やかに通知する。

### ② 再度の選定

選定後、選定委員会が選定した者(以下、「委託先候補者」という。)が辞退の場合、又は市との委託に関する協議が整わなかった場合、次順位の者を委託先候補者とする。

## 8. 注意事項

### (1) 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとする。

### (2) 複数提案の禁止

プロポーザル参加者から複数の提案書の提出は認めない。

※共同企業体内の構成員を変更しての提案も認めない。

### (3) 提案書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差替え若しくは再提出は認めないものとする。

### (4) 返却等

申請書類は理由を問わず返却しないものとする。

### (5) 費用負担

企画提案書等、書類の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とする。

(6) 企画内容

本市との調整の中で、企画提案の内容に変更等があった場合、それに伴う仕様書の変更、予算額の変更等については、必要に応じて協議の上対応すること。

(7) 審査結果

委託先選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。なお、採否に関する異議申し立て等は受け付けない。

(8) 契約保証金

契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、うるま市契約規則（平成19年3月16日規則第9号）第6条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(9) 協議

検討すべき事項が生じた場合は、うるま市経済産業部産業政策課と受託業者とで別途協議して決めることとする。

## 9. 問い合わせ先

〒904-2292 沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号 うるま市役所西棟1階

沖縄県うるま市経済産業部産業政策課 企業立地係

担 当：伊禮・伊禮門

電 話：098-923-7611

F A X：098-923-7623

E-mail:sangyou-ka@city.uruma.lg.jp